

長浜市告示第221号

令和6年度国民健康保険料率（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課額の保険料率）を次のとおり決定したので、長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号。以下「条例」という。）第17条第3項及び第22条の5第3項並びに第27条第3項の規定により告示する。

令和6年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（条例第17条第1項各号）

所得割	6.50%
被保険者均等割	25,000円
世帯別平等割	17,700円

2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（条例第22条の5第1項各号）

所得割	2.95%
被保険者均等割	11,600円
世帯別平等割	8,100円

3 介護納付金賦課額の保険料率（条例第27条第1項各号）

所得割	2.54%
被保険者均等割	12,200円
世帯別平等割	6,100円

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度国民健康保険料から適用する。